

新入園児を募集します

子ども・子育て支援新制度▼

保育園、幼稚園、認定こども園、事業所内保育施設の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

支給認定の種類▼

表1をご覧ください。

保育を必要とする事由▼

- 保護者が次のいずれかの事由に該当し、家庭での保育ができない場合
- ① 就労(月64時間以上の就労が必要)
 - ② 妊娠・出産
 - ③ 保護者の疾病・障害
 - ④ 同居または長期入院などしている親族の介護・看護
 - ⑤ 災害復旧
 - ⑥ 求職活動
 - ⑦ 就学
 - ⑧ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であると認められる
 - ⑨ その他

表1 支給認定の種類

区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号 (教育認定)	満3歳以上の就学前子ども (2号認定を除く)	幼稚園 認定こども園
2号 (保育認定)	満3歳以上で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園
3号 (保育認定)	満3歳未満で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園 事業所内保育施設

○幼稚園・認定こども園

3歳児から小学校就学前の子ども

平成27年4月から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、利用する施設によって1号、2号、3号のいずれかの認定を受ける必要があります。

○事業所内保育施設

保護者が保育を必要とする事由のいずれかに該当する0歳児から小学校就学前までの子どもは、2号、3号の認定が必要となります。

○保育園・認定こども園

(平成25年4月2日～平成28年4月1日生)または平成31年度中に満3歳になる子どもは、1号の認定が必要となります。

申込書類▼

保護者が保育を必要とする事由のいずれかに該当する0歳児から2歳児までの子どもは、3号の認定が必要となります。

申込み▼

8月27日(月)から各施設または困り子ども課・松住民福祉課で配布します。

申込期間9月18日(火)～9月28日(金)
申込期間内に申込書類を第一希望の園に提出してください(先着順ではありません)。施設一覧表2をご覧ください。

※市外の保育園などを希望する場合は、困り子ども課で手続をしてください(土・日曜日、祝日を除く)。

※園によって、方針や取組はさまざまです。必ず事前に、希望する園へお子さんと一緒に訪問してください。

保育料▼

保護者の市町村民税所得割額をもと

困り子ども課幼児教育保育係 (☎内線1163)
松住民福祉課福祉子ども係 (☎内線2154)

に算定します。

※市では、第3子目以降の保育料を申請により無料としています。

※市では、未婚のひとり親世帯について、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施しています。



パネル展示のお知らせ

市内の保育園、認定こども園や子育て支援事業の活動紹介を次のとおり実施いたします。

平成31年度に入園を検討される人へぜひ、お出かけください。

◎各園および子育て支援事業の活動紹介

日程▼8月16日(木)～9月12日(水)

困り1階市民ロビー 困り1階ホール
※8月29日(水)に困り1階の展示物を入れ替えます。

※両会場とも午前8時30分～午後5時15分(初日は午前9時から、最終日は午後4時まで)

※困り・松の閉庁日は除く。